

# 那須塩原市子どもの権利に関する行動計画

## ○平成27年度実施状況一覧

評価基準

A=計画どおり進捗した、B=目標に近く概ね進捗した、C=目標には届かないが進捗している、  
D=停滞・事業の未実施、E=終了

	事業・取組	事業・取組内容	所管課	平成27年度実績	評価区分	成果	課題・今後の取組	各計画での位置づけ	
								子どもの権利行動計画	子ども・子育て未来プラン
1	普及用リーフレットの作成	子どもの権利について、子どもや大人が理解を深めるために、普及用リーフレットを作成・配布します。作成にあたっては、年齢や発達に応じて内容が理解できるよう配慮します。	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーフレット作成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども用 4,000部</li> <li>大人用 9,000部</li> </ul> </li> <li>リーフレット配布                             <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども用…市内小学4～6年生へ</li> <li>大人用…市内中学・高校1～3年生へ</li> </ul> </li> <li>※その他、本庁舎、各支所、公民館、図書館、社会福祉協議会にて配布</li> </ul>	A	各学校の協力のもと、配布対象学年の児童生徒全員に配布したことにより、子ども及びその保護者に対し、子どもの権利についての認識を広めることができた。	現状では、子どもの権利に関する理解を深めるというまでには至っていない状況であるため、よりわかりやすい周知・啓発が必要。	基本施策1 子どもの権利に関する啓発活動	
2	子どもの権利に関する講演会の開催	子どもの権利に関して見識のある人を講師に招いて講演会を実施します。講演会については、年1回程度の実施を予定しています。	子育て支援課	講演会未開催  ※5月開催の「子どもの権利救済委員会」にて、今後の方向性について協議・検討	C	講演会開催には至らなかったが、救済委員会の各委員より、それぞれの専門的見地から、様々な意見を集約することができ、今後の講演会開催に向けての方向性を確認した。	目的、内容、実施規模、対象者の範囲等について、より綿密な協議・調整が必要。	基本施策1 子どもの権利に関する啓発活動	
3	子どもの権利に関する学習	子ども自身による子どもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどで子どもの権利に関する情報を提供します。 学校においては、人権に関する意識の向上を図るため、子どもの権利をはじめとする人権全般について学習を推進しています。	子育て支援課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の各種人権教育研修に人権教育担当者を中心として参加し、人権全般について指導者として必要な資質・能力の向上を図った。</li> <li>直接的指導としては、小6・中3の社会科において、人権意識の高揚を図る授業の展開が行われている。</li> <li>道徳や学級活動の時間における人権教育も推進しており、人権週間を設定して指導に当たっている。</li> <li>市ホームページにて情報提供を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利条約に関する理解が深まってきている。</li> <li>人権週間の実施により、人権全般に関する理解も深まり、相互の人権を尊重した行動とれる児童生徒が増えてきている。</li> <li>ホームページを見た市民から、子どもの権利救済に関する相談を受けた。</li> </ul>	これまでの取組を継続するとともに、新たな人権問題等についても学習機会を設け、児童生徒に人権の大切さや異なる価値観を寛容に受け止め、共生できる社会の実現の重要性を認識させていく。 市ホームページのみでなく、ポータルサイトや広報などによる情報提供が必要。	基本施策1 子どもの権利に関する啓発活動	
4	要支援児童の居場所づくり	養育放棄(ネグレクト)などの状況にある要支援児童に、放課後その地域において、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、保護者の補完と子どもの健全な育成・自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施しています。 現在、NPO法人に事業を委託し、市内1か所で実施しています。	子育て支援課	実施箇所数 1箇所 利用人数 10人 (小学生7人、中学生3人) 利用日数 年間合計 714日 支援内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>①基本的な生活習慣の習得</li> <li>②望ましい食習慣の習得</li> <li>③宿題等の学習支援</li> <li>④保護者の養育相談・悩み相談</li> <li>⑤居場所と対象家庭等及び学校等との送迎支援</li> <li>⑥その他養護に欠けるものを補うための支援</li> </ol>	A	育児放棄(ネグレクト)等の状況にある要支援児童が、放課後及び長期休暇中に利用することにより、徐々に基本的な生活習慣が身につく、家庭的な雰囲気の中で食事をし、体や衣服の清潔が保たれ、児童の中には学習する習慣が身についてきたことで、学校生活についての自信にもつながっている。 保護者においてはスタッフとの面談や送迎時にその日の様子を知ることにより、子どもへの支援を通して、僅かながら意識改革も見られるようになっている。	引き続き支援を行うことで、要支援児童の健全な成長と自立を促し、併せて保護者の変容にも期待する。	基本施策2 子どもの居場所づくり	

# 那須塩原市子どもの権利に関する行動計画

## ○平成27年度実施状況一覧

評価基準

A=計画どおり進捗した、B=目標に近く概ね進捗した、C=目標には届かないが進捗している、  
D=停滞・事業の未実施、E=終了

	事業・取組	事業・取組内容	所管課	平成27年度実績	評価区分	成果	課題・今後の取組	各計画での位置づけ	
								子どもの権利行動計画	子ども・子育て未来プラン
5	不登校児童・生徒の居場所づくり	不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促し、学校生活への適応を図るための指導・相談を行う施設として適応指導教室を2か所設置しています。 また、不登校児童生徒に対し、宿泊体験をはじめとする様々な体験活動を提供することで、不登校改善のきっかけづくりを行う宿泊体験館を1か所設置しています。	学校教育課	・通室児童生徒への支援、指導 ・発達障害等の課題を有し通室が適当と思われる児童生徒への支援 ・児童生徒及び保護者等へのカウンセリング ・児童生徒が在籍する学校との一層の連携の強化	B	不登校出現率 小学校0.34% 中学校4.50% ※小学校では目標値(0.37%以下)をクリアした。	・支援を担当する職員の勤務の在り方の検討 ・教育相談を行うカウンセラーの増員と常勤職としての採用 ・医療機関との十分な連携に向けた体制作り ・以上を総合的に捉える中での保護者、家庭への支援	基本施策2 子どもの居場所づくり	
6	放課後児童健全育成事業	児童福祉法の規定に基づき、昼間、家庭に保護者のいない小学校に就学している児童を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設します。施設は学校の余裕教室のほか、学校や公民館の敷地内の専用施設で、公設21クラブを開設、保護者や地域の関係者で組織する団体に運営を委託しています。	保育課	公設の放課後児童クラブ21施設を開設し、保護者会及び地域の関係者で組織する運営委員会に運営を委託した。  受入れ枠の拡大を行うため、今まで学校の余裕教室で実施していた共英小学校放課後児童クラブの専用施設の整備を行った。	A	公設民営放課後児童クラブの利用者数は、967名であった。(H26実績は898名)  共英小学校放課後児童クラブの定員が20名増となった。	児童クラブ利用ニーズは年々高まっているが、施設整備が追いつかず、小学校6年生まで受入れできないクラブがある。  平成26年度に策定した整備計画に基づき、公設の児童クラブの整備を行う。(今後、平成31年までに12施設整備予定)	基本施策2 子どもの居場所づくり	1-(2)-12
7	地域における安全で楽しい子どもの居場所づくり	部活動、スポーツ少年団活動、公民館・博物館・田舎ランド鳴内等の体験教室などで、子どもの居場所づくりを推進します。	学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課	部活動・スポーツ少年団指導者研修会を年間2回開催し、子どもの健全な発育発達に向けての講習を行った。	A	毎回、多くの参加者があった。今回は、子どものメンタルを意識した指導法についての研修で好評だった。	保護者会関係の参加者は増えてきているが、直接の指導者の参加についてはまだ課題が残る。積極的に参加して頂けるよう根気強く周知していく。	基本施策2 子どもの居場所づくり	
8	学校教育における学力の保障	家庭環境などに左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう指導体制の充実に努めます。	学校教育課	義務教育においては、家庭環境に限らず、すべての児童・生徒に対して、日々の授業での指導方法の工夫改善はもちろん、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取り組み等を各学校で実施している。	B	学習意欲を向上させ、学力を上げる取り組みが各学校に普及してきている。	今後も取り組みを継続し、児童生徒の学習意欲の向上を図っていく。そのための指導体制の充実に努める。	基本施策3 子どもの貧困対策	7-(1)-78
9	福祉部門と教育委員会の連携強化	子どもの貧困対策においては、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげることが重要となってきます。そのため、福祉部門と教育委員会、学校などとの連携に努めます。	学校教育課 子育て支援課	平成27年度6月からスクールソーシャルワーカー(SSWr)を学校教育課に配置した。学校からの依頼により、経済的に困窮している家庭について保護者とSSWrが面談し、必要に応じて福祉部門と連携しながら支援に当たった。	A	SSWrが介入し、環境整備を行うことで、不登校状態の児童生徒が登校できるようになったり、高校へ進学できるようになったりするケースがあるなど、さまざまな方法で家庭・子どもを支援できた。	今後も子ども・子育て相談センター・福祉部門と連携しながら支援を継続する。	基本施策3 子どもの貧困対策	7-(1)-79

# 那須塩原市子どもの権利に関する行動計画

## ○平成27年度実施状況一覧

評価基準

A=計画どおり進捗した、B=目標に近く概ね進捗した、C=目標には届かないが進捗している、D=停滞・事業の未実施、E=終了

	事業・取組	事業・取組内容	所管課	平成27年度実績	評価区分	成果	課題・今後の取組	各計画での位置づけ	
								子どもの権利行動計画	子ども・子育て未来プラン
10	地域における学習支援	生活困窮家庭の子どもの学力向上を図るために、放課後や休日における学習支援に努めます。 学習支援は、ボランティア、NPO法人、団体等と連携し、地域の拠点となる施設などで行えるよう調整を進めます。	社会福祉課 子育て支援課	・市内10か所の公民館で97名の参加申し込み。 ・中学3年生は全員進学。	A	生活困窮者の世帯では自宅で学習時間を確保することが困難な場合が多く見受けられる。このため、週2回の学習時間を確保することにより、成績・学習意欲の向上や学習習慣、受験対策に一定の成果があった。	・H27年度の取り組みを継続していく。 ・H28年度途中から一部委託により実施予定。	基本施策3 子どもの貧困対策	7-(1)-80
11	就学援助	経済的理由により、就学困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学用品費などを支給し援助を行っています。	学校教育課	・認定件数：844件 (小学校：492件、中学校：352件)	B	経済的理由による就学環境の悪化で、不登校となる児童生徒や、学習意欲が損なわれる児童生徒の未然防止に成果があった。	今後も取り組みを継続し、就学困難な児童生徒の就学意欲の向上を図っていく。	基本施策3 子どもの貧困対策	7-(1)-81
12	奨学金貸与事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校、大学などに進学することが困難な者に対し学資を貸し付け、広く人材を育成するための事業です。 さらに、意欲や能力のある学生などが経済的状況に関わらず修学の機会を得られるよう制度の充実を図る必要があります。	教育総務課	○給付 ・応募16名 ・決定9名(大8、短1) ○貸与(国内) ・応募32名 ・決定23名(高2、大16、短1、専4) ○貸与(海外) ・応募1名 ・決定1名(大1)	A	平成27年度に制度を大幅に改正し、給付型の導入や貸与額の増額を行った。 制度改正の結果、平成26年度実績と比較し応募者が大幅に増加した。 なお、給付型の海外留学について、募集の時期が多くの海外留学の時期と合致しなかったこともあり、応募がなかった。	平成27年度のペースで貸与をすると、数年後には基金が底をついてしまう。原資の確保が必要 海外留学の募集の時期について見直す必要がある	基本施策3 子どもの貧困対策	7-(1)-82
13	要保護児童対策地域協議会 (児童虐待対応に関する事業)	児童虐待への対応は、迅速に情報を関係機関につなぐとともに、速やかにかつ確かな対応を行う必要があります。また、家族が抱える問題を長期的にわたって支援する必要があることから、関係者や関係機関との連携が重要となってきます。 平成18年に発足した那須塩原市要保護児童対策地域協議会は、虐待の防止、早期発見、早期対応の推進を図っています。	子育て支援課	・代表者会議 年1回 ・実務者研修 年1回 ・実務者定例会議 年12回 ・ケースとしてあがった件数 175件 ・個別ケース検討会議 71件	A	児童に関する機関、団体が連携することで、保護や支援の必要な児童、保護者が早期に発見でき、その後、適切な支援を継続的に行うことで虐待の予防となっている。	発見されたケースへの早期対応の必要性と内容の複雑化・重篤化、要支援家庭の増加により、それぞれのケースをいかに継続的にきめ細かに支援をしていくこと、また、養護ケースの終結の見極めが課題である。それを念頭に置き、今後も継続していく。	基本施策4 子どもの虐待防止と救済	2-(1)-27

那須塩原市子どもの権利に関する行動計画

○平成27年度実施状況一覧

評価基準

A=計画どおり進捗した、B=目標に近く概ね進捗した、C=目標には届かないが進捗している、D=停滞・事業の未実施、E=終了

	事業・取組	事業・取組内容	所管課	平成27年度実績	評価区分	成果	課題・今後の取組	各計画での位置づけ	
								子どもの権利行動計画	子ども・子育て未来プラン
14	育児支援家庭訪問事業	育児の不安やストレス、家庭環境の問題等から養育機能の低下している親は、不安と孤立の中、子どもに暴力をふるったり、育児を放棄してしまうことがあります。このような家庭については、通所型の支援では限界があるため専門家による訪問型の支援が必要です。 出産後間もない時期から訪問支援を行うことにより、養育環境を把握するとともに、養育困難な家族に対し、具体的な育児指導や支援を図ることができます。	健康増進課 子育て支援課	・養育支援訪問事業(健康増進課) 訪問実家庭数 406 訪問件数 558	A	若年の妊婦、望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭、親のメンタルに問題がある家庭、虐待のリスクが認められる家庭など、育児支援が必要な家庭に訪問しています。	養育支援が必要な家庭の増加と、問題の多様化により、今後きめ細やかに対応するためには、支援者の量的・質的充実が必要です。	基本施策4 子どもの虐待防止と救済	2-(1)-28
15	児童虐待に関する相談体制の充実	児童虐待の発生予防のため、妊娠期から出産・育児の切れ目のない支援が大切です。乳幼児健診や相談・訪問事業等の機会をとらえ、保護者や子どもが発するサインに対し適切に支援していくことが大切です。 児童虐待に関する相談は増加傾向にあり、その対応には早期発見・早期対応が重要となっています。 家庭相談員をはじめとする関係機関職員については、研修等によって資質の向上を図り、虐待に関する相談体制の充実に努めています。	子育て支援課 健康増進課	・乳児全戸訪問事業 1,038人 ・乳幼児健診 4か月児健診 1,054人 10か月児健診 985人 1.6歳児健診 989人 2歳児歯科検診 1,006人 3歳児健診 1,021人 ・育児相談 1,598人	A	・健診受診率は9割強と高い事業です。 ・健診等の相談では、子供の成長発達・育児に関する相談の他、母親の心の問題、夫婦間の問題など、相談内容が多岐にわたっており、子育て期の母親等、保護者にとって必要性の高い事業です。 ・乳児家庭全戸訪問事業では、母子保健推進員への研修を行い、よりスムーズに訪問できるよう支援し、充実した訪問が実施できています。	・社会背景、家族背景、生育歴等から育児上問題を抱える母親の増加が目立ち、支援・見守りが必要な家庭が増加しています。 ・プライベートに配慮した相談しやすい環境づくりが必要です。 ・健診未受診児に対して、家庭訪問や関係機関との連携により支援を継続していきます。 ・新たに母子保健関係機関連携会議を開催し、連携の充実強化を図っていきます。	基本施策4 子どもの虐待防止と救済	2-(1)-29
16	那須塩原市いじめ防止基本方針の策定	本市におけるいじめ防止対策のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定します。	学校教育課	・平成27年3月に市いじめ防止基本方針を策定した。	A	・市の方針に基づき、各学校のいじめ防止基本方針を策定。いじめの対応に当たることができた。 ・市の上記いじめ防止月間を策定し、市いじめ防止基本方針を周知した。	・今後ともH27の取組を継続する。 ・市の上記いじめ問題の状況を把握し、3年後の見直し検討に備える。	基本施策5 いじめ・体罰の防止と救済	
17	那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会の設置	いじめ防止などに関係する機関と連携を図るために、那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。	学校教育課	・市いじめ問題対策連絡協議会の設置要綱をH27年4月1日より施行し、5月に第1回の協議会を開催した。	A	・協議会では、いじめの現状や市の方針について説明した。それについて委員から意見を伺うことができた。	・協議会を今後も開催し、いじめ防止対策を推進する。	基本施策5 いじめ・体罰の防止と救済	
18	学校におけるいじめ防止基本方針の策定	市内各小中学校において、各学校の実情に応じた学校がいじめ防止などの対策に関する基本的な方針を策定しています。	学校教育課	・市いじめ防止基本方針を受け、H27年4月にすべての学校でいじめ防止基本方針を策定した。	A	・いじめ防止基本方針に基づき、各学校でいじめ問題の対策を推進できた。	・地域・学校の状況に合わせて、方針を適宜見直し、実効性のあるものとする。	基本施策5 いじめ・体罰の防止と救済	

# 那須塩原市子どもの権利に関する行動計画

## ○平成27年度実施状況一覧

評価基準

A=計画どおり進捗した、B=目標に近く概ね進捗した、C=目標には届かないが進捗している、D=停滞・事業の未実施、E=終了

	事業・取組	事業・取組内容	所管課	平成27年度実績	評価区分	成果	課題・今後の取組	各計画での位置づけ	
								子どもの権利行動計画	子ども・子育て未来プラン
19	学校におけるいじめの防止対策	教育活動を通して、いじめの防止に資するよう、その充実に努めます。 学校の児童・生徒、保護者、教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動に努めます。 学校においていじめに係る相談を行うことのできる体制の整備に努めます。	学校教育課	・各学校でいじめ防止に向けた取組を実施した。 例)いじめ防止憲法の制定、いじめ防止のためのピンクリボン運動の推進等 ・各学校にスクールカウンセラー等を派遣し、相談体制を整えた。	A	・いじめの認知件数は、小学校で62件、中学校で29件であった。防止対策に基づきいじめの認知をすることができた。 ・小中一貫でいじめ問題に当たる学校も増加した。 ・方針に基づき、組織的ないじめの対応が各学校で行われた。	・H27の取組を継続する。 ・大人が主導する防止策だけではなく、児童・生徒自身が主体的にいじめについて考える機会を増やしたい。	基本施策5 いじめ・体罰の防止と救済	
20	いじめ問題再調査委員会の設置	市長部局に、重大事態への対処及びその防止のため、再調査を行ういじめ問題再調査委員会を設置します。	子育て支援課	平成27年3月に条例制定。 平成27年度中は委員会未開催。	B	平成27年度においては、委員会開催に該当する重大事態が発生しなかったが、発生した場合の流れの確認や、委員の人選について協議を進めることができた。	委員の委嘱に向けた事前協議を進めるとともに、学校教育課との連携を図る。	基本施策5 いじめ・体罰の防止と救済	
21	面会交流・養育費に関するパンフレットの配布	面会交流・養育費の分担について理解を深めてもらうために、パンフレットなどを配布し普及に努めます。 さらに、面会交流・養育費に関する普及を進めるための活動について充実を図っていきます。	子育て支援課 市民課	公益社団法人家庭問題情報センター養育費相談支援センター発行の面会交流・養育費の分担に関するリーフレットを窓口を設置し配布。また、那須塩原市ひとり親家庭サポートガイドブックにリーフレットを挟み込み、離婚届や児童扶養手当手続きに来庁した人に配布。	B	リーフレットについて平成26年度は、窓口や相談者への配布のみだったが、平成27年度は離婚届や児童扶養手当手続き等に来庁した人に配布を行うこととしたなど、普及活動の拡大を行った。	リーフレットの配布だけでは、養育費の負担や面会交流の実施にはなかなか結びつかない。先進地(明石市)等の取り組みなどを参考に普及活動の充実を検討する必要がある。	基本施策6 子どもの面会交流	
22	面会交流・養育費に係る相談体制の充実	面会交流・養育費の分担に関しては、婦人相談として対応します。相談員については研修などを通して資質の向上に努めます。	子育て支援課	面会交流・養育費に特化した相談件数の把握を行っていないため、相談件数は不明だが、離婚相談等の時は養育費などの有無を把握し、助言指導を行っている。 婦人相談員の養育費等に関する研修参加延べ回数5回。	B	相談員は面会交流・養育費に関する研修に積極的に参加し、実際の相談でも適切な助言指導を行っている。	婦人相談の件数は年々増加しており、相談内容も多様化・複雑化している。 面会交流・養育費の相談も含め、さまざまな相談内容に対応できるよう、更なる資質の向上と、相談員の増員が必要。	基本施策6 子どもの面会交流	
23	子どもの権利救済委員会の設置	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1名を委嘱し、3名で構成します。	子育て支援課	・救済委員会開催(計2回) ・相談件数…2件 (うち、救済申立件数1件)	A	1件の救済申立を受け、救済制度に基づき、救済委員の適切な助言等を得ながら、権利の救済・回復に向けた活動を進めることができた。	・関係機関との連携・協働 ・相談・調整活動終了後のモニタリング	基本施策7 子どもの権利侵害からの救済	
24	相談体制の充実	子どもの権利侵害に係る相談は、子育て支援課の担当職員が対応する体制をとり、研修等を通して資質の向上に努めます。	子育て支援課	・相談件数…2件 ・「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム・分科会「子どもの相談・救済」に参加	A	左記シンポジウムに参加し、先進自治体の取組について学んだことにより、本市における相談体制の整備・充実に向けた方向性を確認することができた。	・担当職員の専門性の向上 ・学校側の理解・協力	基本施策7 子どもの権利侵害からの救済	